

26 障第 1380 号
平成 26 年 12 月 22 日

市内指定障がい福祉サービス事業者 各位

岡崎市長 内田 康宏

指定障がい福祉サービスにおいて利用者に金銭の支払を求められる
範囲について（通知）

平素は本市の障がい福祉行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。
先だって市内事業所において利用者に不適切な金銭の支払を求めた事例が発
覚しました。

今一度ルールをご確認いただき、下記の通り適切な運営に努めてください。

下記において、基準規則とは、岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、
設備及び運営の基準に関する規則（平成 25 年岡崎市規則第 18 号）を指します。

記

1 基準規則第 16 条（準用する場合を含む。）第 1 項について

利用者に金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用
者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当である
ものに限られます。該当しないものについては、金銭の支払を求めることはで
きません。使用できる期間を通じて合理的に配分された金額が、その時点で直
接利用者の便益を向上させるものであると解してください。また、利用者家族
に金銭の支払を求めることは、利用者に求めることと同意義と解してください。

例えば、グループホームにおいて、初期工事費や初度備品等のための借入金
の償還費を賄うために、退去後の期間に相当する部分の負担を求めることは、
当該利用者にとって直接便益を向上させるものでないため、利用者に支払を求
めることはできません。

同様に、開設当初の入居者のみの費用負担により入居者が共同で利用する初
度備品を揃えることも、退去後、他者の便益への負担となる可能性があるため、
利用者に支払を求めることはできません。ただし、居室に置くもの等個人の利
用を想定したものであって、退去時に利用者が持ち帰る予定のものは除きます。

特にグループホームにおいては、敷金、礼金、その他の名称で入居時に一時
金を徴収することは、使途が不明確な金銭であり、直接便益を向上させるもの
に当たらないため、利用者に金銭の支払を求めることはできません。

2 基準規則第 16 条（準用する場合を含む。）第 2 項について

必ず書面により金銭の使途、金額、支払を求める理由を示し、説明を行い、同意を得てください。また、事後に同意が得られたことを確認できるよう、書面による記録を残してください。

担当 福祉部障がい福祉課企画整備班

TEL (0564) 23-6165

FAX (0564) 25-7650

Mail shogai@city.okazaki.aichi.jp